

大館市適正入札・契約推進委員会

平成30年度 第1回定例会議事録（概要）

■日 時：平成30年6月25日（月）午後3時00分～4時15分

■場 所：大館市役所3階（第1委員会室）

■出席委員：佐藤 英夫（委員長／税理士）

伊藤 治兵衛（弁護士）

佐藤 昭男（学識経験者）

斉藤 留美子（関係業界代表／建築士）

名村 伸一（内部委員／大館市副市長）

北林 武彦（内部委員／大館市総務部長）

1. はじめに（略）

2. 開会（略）

3. 公開の可否について

委員長： 定例会議につきましては、要綱第5条第6項に「原則的に公開とする」とありますが、本日の定例会について公開とするか否か、委員の皆様のご意見を伺います。

（公開することについて、反対意見なし）

委員長： 特段、異議がないようですので、本日の定例会を「公開」とします。なお、委員各位の自由な討論を保障するために必要な場合は、傍聴者にご遠慮願うこともありますので、あらかじめお断りいたします。

また、定例会の内容については、インターネットを通じて、会議の概要を公表しますのでご承知置き願います。

4. 審査

委員長： それではこれから審議に入ります。初めに、要綱第2条第1号に規定する「市の発注に係る入札・契約の運用状況」について事務局より報告を受けます。

事務局： それでは、お手元の「資料1」1ページの「業種別入札方式別発注総括表」をもとに、平成29年度下半期の状況についてご説明いたします。

まず、業種別としては4つに分類しまして、「建設工事」、建設工事に必要な調査や測量・設計業務の「建設コンサルタント業務等」、備品や消耗品等の購入の「物品調達」、そして建設コンサルタント等を除く委託契約全般の「役務提供」としております。

次に、この4分類を更に入札別として

- ◎ 公募型指名競争入札
- ◎ 通常指名競争入札
- ◎ 随意契約

に分けており、随意契約の欄には250万円を超える契約を掲載しております。

これは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」施行令第7条の規定により、公表の対象が発注予定、入札等の経過・結果とも予定価格250万円を超えるものとなっていることから、本委員会でご審議いただく案件としても、法律にならって250万円を超える随意契約としております。

また、単価契約については、「単価契約」と記入して掲載しております。

なお、【資料1】の2ページ欄外に落札率について注釈を入れておりますが、普通契約の落札率は契約金額の合計を予定価格の合計で除した全体落札率とし、単価契約の落札率は落札率の合計を落札件数で除した平均落札率としております。

それでは【資料1】の総括表に基づき、平成29年度下半期の特徴をご説明いたします。説明時の金額は、端数を四捨五入した数字とさせていただきます。

- まず、建設工事ですが、公募型指名競争入札は、件数で前年同期から倍増し78件となり、契約金額では12億4,400万円増加し、約4倍となる16億6,800万円となっております。

建設工事のトータルでは、件数は38件の増加、契約金額で12億5,500万円増加し、17億4,700万円となりました。件数、契約金額とも、大幅な増加となった要因は、昨年7月の豪雨災害のため、農地農業用施設に20件、1億6,000万円、河川等に21件、3億2,600万円の災害復旧工事が発生したことやハチ公の駅(仮称)の新築工事など関連工事4件(合計5億9,300万円)、二ツ山総合公園整備工事、郷土博物館耐震補強工事など大型工事が多くなったことによると考えられます。

また、建設工事全体の落札率については、前年同期比2.6ポイント増加し、98.9%となっております。

- 次に、建設コンサルタント業務等についてですが、トータルでは、前年同期比で件数は7件増加し16件となり、契約金額では1億5,900万円増加し2億5,500万円となっております。内訳では、本庁舎建設実施設計業務の9,000万円、公共下水道川口・立花地区の設計・監理業務の9,800万円の業務委託が目立っております。

落札率は、3.2ポイント増加し93.2%となっております。

- 物品調達では、トータルでは、前年同期比で、件数で3件減少して33件、契約金額では700万円増加し、7,500万円となっております。契約金額の増加の主な要因としては、総合病

院にて8件、3,200万円の医療機器の購入があったことが影響しています。

また、落札率については、普通契約で3.4ポイント増加し92.9%、単価契約では5.7ポイント増加し92.4%となっております。

- 次に、【資料1】の2ページになりますが、役務提供については、トータルで、件数は27件減少し37件、契約金額では1億700万円増加し6億8,700万円となっております。

これは、前年度に清掃業務等の長期契約が多かったものが減少したことで件数が減少する一方、市立総合病院で高額な業務委託として給食業務（3カ年契約）5億900万円があったことにより契約金額が増加したものです。

落札率については、普通契約で1.2ポイント増加し99.3%、単価契約では0.4ポイント増の99.8%となっております。

- 以上により、平成29年度下半期の総件数は178件で、前年同期比15件の増加となっております。

また、単価契約を除く契約金額の総合計は、27億6,500万円で、15億2,800万円の増加となっております。また、総トータルの落札率については、普通契約で98.3%で、前年同期比2.1ポイント増加し、単価契約では96.1%と、3.1ポイント増加しております。

平成29年度下半期の入札・契約の運用状況についての説明は以上です。

なお、この総括表に記載されているもの全ての詳細な状況につきましては、お手元の【資料2】「業種別入札方式別発注一覧表」に記載しておりますのでご参照ください。

委員長： ただいま説明がありました「市の発注に係る入札・契約の運用状況の報告」について、何かご質問、ご意見はございますか。

委員A： 【資料1～2】で総合病院・扇田病院の委託業務契約の給食業務 約5億9千万円ですが、
病

院の決算報告を見る機会があったのですが、おそらく業務の内容は変わっていないと思うが、例年に比べて高くなっている原因を教えてください。今まで安すぎたのが今回適正な金額になったという事ですか。

事務局： 給食業務ですが、前年度まで単年度契約で、中央大手の業者に委託しておりましたが、人手不足の理由から年度途中で契約を解除した経緯があります。その後、地元の業者に委託することに方針を変更し、地元から採用できる地盤をもった地元の業者に発注したものです。また、昨年度から一本化しまして、それまでは一般食のみを委託しておりましたが、特別食部分も含めて全体を統一して契約するというので、その分の委託料の増加も含まれております。それで、3年間の長期契約となりますので、3年間でこの約5億という金額

となっております。

委員 A： 3年間の契約で約5億という事ですね。

事務局： はい、そうです。

委員 A： はい、分かりました。

委員長： ほかにご意見、ご質問ございませんか。

委員長： それでは、次の審議事項に移ります。本委員会要綱第2条第2号の規程により、「市の締結した契約のうち、委員会が抽出したものに関し、参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について」の審議を行います。

要綱第6条の規程により、この抽出は「抽出委員」に委任し、あらかじめ選んでおります。要綱の運営要領第3第2項の規程により、事務局の説明に先立ち、抽出委員の佐藤委員から「抽出結果」の報告及び確認をお願いします。

抽出委員（佐藤委員）： それでは、審議に入る前に抽出結果について報告しますので、ご確認をお願いいたします。【資料3】

(1) 公募型指名競争入札

① 建設工事 【ハチ公の駅（仮称）新築工事（建築工事）】

市長事務部局において下半期に実施した77件の中から、予定価格の最も高い事案を選びました。

② 測量及び建設コンサルタント等業務 【大滝橋橋梁補修設計業務】

下半期に実施した9件の中から、予定価格の最も高い事案を選びました。

③ 物品調達 【小型動力ポンプ付積載車（軽四輪駆動）】

市長事務部局における案件のうち、予定価格の最も高い事案を選びました。

④ 役務提供 【大館市コンポストセンター運転業務】

市長事務部局における案件のうち、共同発注を除いて予定価格の最も高い事案を選びました。

(2) 随意契約

① 測量及び建設コンサルタント等業務 【大館市本庁舎建設実施設計業務】

予定価格250万円以上のものを審査対象としておりますが、市長部局の「測量及び建設コンサルタント等業務」における案件のうち、予定価格の最も高い事案を選びました。

委員長： それでは、抽出の結果について皆様の確認をお願いいたします。

委員長： 引き続き、事務局から抽出事案について一括して説明を受けます。

事務局： それでは、お手元の【資料3】により説明いたします。30頁をお開き願います。

- 30頁から33頁は、公募型指名競争入札で発注しました「ハチ公の駅（仮称）新築工事（建築工事）」であります。入札参加資格としては、2者による特定建設工事共同企業体の結成を要件とし、企業体の代表者が市の登録名簿の「建築一式A級」に登録のあること、「市内に本社・本店等」主たる営業所を有していること、必要な主任技術者として3ヵ月以上直接雇用する「1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者」を配置できることなどあります。

また、構成員の要件もほぼ同様で、市内建築A級の登録業者で必要な主任技術者の要件も代表者と同様としております。

33頁をご覧ください。本入札には、資格を満たす3者の共同企業体から応募があり、全て承認し、3者の参加による入札を実施しております。落札率は99.4%となっております。

- 次は、34頁から36頁の測量及び建設コンサルタント等業務「大滝橋橋梁補修設計業務」であります。入札参加資格としては、県内の測量及び建設コンサルタント等業務の「土木関係建設コンサルト業務」のうち「鋼構造及びコンクリート部門」に登録されていること、(4)の「平成19年4月1日以降に元請として完了し、成果品等の引き渡し完了した、秋田県内の公共機関発注の橋梁（道路）の補修又は補強設計業務を実施した経験を有する」ことなどあります。

36頁をご覧ください。この条件で公募したところ、資格を満たす10者が応募し、入札に参加しました。本件は低入札価格調査制度を適用する事案であり、入札の結果、2者が調査基準価格を下回り、低入札調査を実施いたしました。

低入札調査内容については、後程、【資料5】で説明しますが、調査1段階で「失格基準価格」を下回ったため、2者とも失格となったため、調査基準価格以上の最低入札者の落札となりました。落札率は80.6%となっております。

- 次に、37頁の物品調達「小型動力ポンプ付積載車（四輪駆動）」であります。

入札参加資格は、市の物品納入業者に登録されていて「消防器具・保安標識」を取り扱い品目として申請している者、市内に本社・本店又は支店・営業所等を有していることなどあります。この条件で公募したところ、38頁にありますとおり2者が応募・参加して入札が実施されました。落札率は97.8%となっております。

- 次は、39頁から41頁の役務提供「大館市コンポストセンター運転業務」であります。

入札参加資格は、市の登録名簿において役務提供者（登録項目は問わない）として登録されていること、市内に本社又は支店等を有していること、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する技術管理者の資格を有する者を「業務管理技術者」として「廃棄物の処理及

び清掃に関する法律」に規定する技術管理者の資格を有する者を配置できることなどであり
ます。

この条件で公募したところ 41 頁にあります 2 者が応募・参加し入札が実施されました。
落札率は 100.0%となっております。

■ 最後に、42 頁の総務課が随意契約した「大館市本庁舎建設実施設計業務」であります。

このコンサルタント業務は、前年度にプロポーザル方式により発注した「本庁舎建設基本
設計業務」と同一の業者に引き続き実施設計業務を発注するもので、地方自治法施行令第 167
条の 2 第 1 項第 2 号の規定「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を適用し、
随意契約をすることとし、単独見積りを徴取し、契約いたしました。落札率は 99.9%となっ
ております。

抽出案件に関する説明は以上でございます。

委員長： 皆様のご意見を頂戴したいと思います。審議経過の公表ということもありますので、活
発なご意見をお願いいたします。

委員 B： 36 頁の委託業務は、失格者と落札者の金額が、ごくわずかと際どい入札でしたね。

事務局： はい、下の欄にあります通り低入札調査基準価格が税抜き 12,663,000 円で、落札額が同
額で、それ以外の 2 者は数万円の差であったが失格となっております。

委員 A： 41 頁のコンポストセンターの運転業務ですが、入札したにも関わらず予定価格と落札額
が 100%となっているが、その原因は何か考えられますか。

事務局： 100%になったと思われるのは、前年度にこの事業の予算取りをする際に、見積りを複数
者から徴取し、その中の一番安い金額で予算要求しております。今回の入札では、その時
に安く見積書を提出した業者が落札したものと考えられます。

委員長： ほかにご意見ございませんか。宜しいでしょうか。なければ、これで抽出の案件につい
ての審議を終了いたします。

5. 指名停止等の運用状況について

委員長： それでは、続きまして、要綱第 2 条第 1 号及び同運営要領第 2 の規定に従い、指名停止
の運用状況について事務局から報告を受けます。

事務局： それでは、44 頁の【資料 4】により平成 29 年度下半期の指名停止等の運用状況につい
て説明いたします。昨年下半年に、3 社の指名停止措置を行っております。

■ 初めに1番の(株)安藤・間東北支店の指名停止理由ですが、表の右側に示しているとおり、福島県田村市が発注した除染事業において同社が雇用する使用者2名が宿泊費を水増しして、田村市から宿泊費をだまし取ったとして、東京地方検察庁特別捜査部から詐欺罪の容疑で起訴されました。このため、本事案が、大館市指名停止要綱第2条の規定による、別表第2、「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」の13、(不正又は不誠実な行為)のエに該当することから、1か月を基本として指名停止措置を講じたものです。

■ 次に2~3番の大成建設(株)東北支店と鹿島建設(株)東北支店2者の指名停止理由ですが、JR東海が発注するリニア中央新幹線の新駅建設工事に関し、平成26~27年にかけて事前に受注予定業者を決めるなどの不当な取引制限を行っていたとして、両社の顧問など役員が東京地方検察庁に逮捕されました。このため、本事案は、大館市指名停止要綱第2条の規定による、「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」別表第2の第5(独占禁止法違反行為)の(2)イ(秋田県外における違反)に該当することから、12か月を基本として指名停止措置を講じたものです。

以上が平成29年度下半期における指名停止の運用状況の内容でございます。

委員長： それでは、ただいまの事務局の説明について、質問を含めて、委員の皆様のご審議をお願いいたします。何か、ご意見ご質問ありますか。無ければ次の事案に移ります。

6. その他 【資料5・6】 低入札価格調査・工事検査結果調書について

委員長： 引き続き、事務局から「その他」について説明を受けます。

事務局： 「その他」について2件ございます。1件目は45頁、【資料5】の「低入札価格調査一覧」です。昨年度下半期における低入札価格調査に該当し、調査した結果の報告です。

ご覧のとおり、建設コンサルタント業務等3件の事案がありました。

■ 建設工事につきましては、予定価格が2,500万円以上、ただし、建築一式工事は5,000万円以上の工事が対象となっており、対象となった入札は【資料2】の3頁から8頁にありますように18件でしたが、低入札調査の事案はありませんでした。

■ 建設コンサルタント業務等につきましては、大館市委託業務 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度 実施要綱第2条の規定により予定価格が3百万円以上の業務が対象となっており、【資料2】の12頁にありますように6件がこの対象となりましたが、そのうち低入札価格調査の事案は3件でありました。

内容につきまして、詳しく説明いたします。

1件目は、46頁の「市営第2獅子ヶ森・水門前住宅外壁及び屋上防水長寿命化型改修工事実施設計業務」ですが、8者が入札に参加し、4者が調査基準価格を下回る金額で入札

し、低入札調査を実施しました。その結果、調査1において1者が入札参加者の平均入札額の95%で算出される「失格基準価格」を下回っていたため失格、3者は調査1で合格の判定となりました。調査2では表中の計算式で算出される直接業務費等及び諸経費等の「項目別失格判断基準額」と提出された「入札内訳金額」の比較を行ったところ、2者が失格、1者が合格となりました。調査3では表中の計算式から算出される「詳細調査省略基準価格」と入札額を比較したところ、これを上回り合格判定となり、詳細調査を省略し、この業者が落札の決定となりました。

■ **続きまして2件目、47頁の「大滝橋橋梁補修設計業務」**ですが、先ほど抽出事案でも触れたとおりですが、10者が入札に参加し、2者が調査基準価格を下回る金額で入札したため、低入札調査を実施しました。調査1で「失格基準価格」との比較を行ったところ、2者ともこれを下回ったため失格となり、調査基準価格以上で入札した8者のうち最低価格入札者の落札となりました。

■ **続きまして3件目、48頁の「ハチ公の駅（仮称）新築工事監理業務」**ですが、10者が入札に参加し、1者が調査基準価格を下回る金額で入札したため、低入札調査を実施しました。調査1で「失格基準価格」との比較を行ったところ、これを下回ったためこの1者を失格とし、調査基準価格を上回った9者のうちの最低価格入札者が同額で2者いたため、抽選を行って落札者を決定しました。
低入札価格調査については、以上でございます。

続きまして、その他の2件目でございます。**【資料6】**の49～52頁は、「平成29年度工事検査結果調書」で、昨年度1年間の工事検査に関する報告であります。検査の結果については、1件の契約金額が130万円を超える工事について取りまとめたものです。

52頁をご覧ください。昨年度の検査件数の合計は172件で、6件・3.6%の増加、契約金額では29億7,700万円あまりとなっており3億3,000万円、10%ほどの減少となっております。契約金額を課別にみますと水道課の金額が特に減少しており、これは前年度に工業用水道拡張に伴う工事が多かったことから大幅な減少となりました。詳細は一覧のとおりとなっておりますので、のちほどご覧いただきたいと思っております。

工事検査結果については、以上でございます。

委員長： ただいまの事務局の説明について、委員皆様の審議をお願いいたします。

委員A： 意見ではありませんが、低入札価格調査の廃止は来年度からですか。

事務局： 今年度の4月から、低入札価格調査を廃止しまして、全て最低制限価格制度を適用しており、最低制限価格を下回ると調査なしで、即失格としております。

昨年までは、コンサル業務については、300万円以上の案件を低入札価格調査制度を実施していましたが、今年度からは、金額に係わらず全ての案件について最低制限価格制度を適用しております。

委員C： 最低制限価格の算定の仕方を詳しく説明していただきたい。

事務局： コンサルを例に説明しますと、設計業務委託につきましては、直接人件費と諸経費、技術経費等で構成されており、それぞれ数式を入れて積算できるようになっております。最低制限価格を算定するにあたっては、構成している部分にそれぞれ掛け率があり、最低制限価格を設定しております。それを積上げたものが最低制限価格となり、それを下回った場合は、即失格としております。

委員C： 要するに、経費のかかった分や人件費も給料の支払いがあるので、その最低制限をきちんと設けた中で、それを下回った場合は、給料の支払いが出来ないだろうというラインで、それは適切な業務が遂行できる最低限のライン設定ですね。

事務局： はい、人件費の部分は、特に確保して下さいということです。

委員B： 46頁の調査2のところ、記載なしで失格となっているんですね。

事務局： これは、入札会場で内訳書の提出を求めています、その内訳書の項目内訳等が記載されておらず、調査対象にできなかったのが失格としております。

委員B： これは、内訳書を提出することが不可欠なんですか。

事務局： 通常の落札であれば提出の必要はないが、低入札の調査となった場合は提出していただくという事で、あらかじめ指名通知の中でお伝えしております。

委員A： 新しく運用している制度では、その制限価格を下回ったら失格となるのですね。

事務局： 即失格となります。

委員A： それは、少しでも上回っている業者が落札となるのですか。例えば数千円でも。

事務局： はい、そうです。

委員E： 同額から落札ですか。

事務局： 同額から落札となります。

委員E： はい、わかりました。

委員長： ほかに、ご意見ご質問ありませんか。

委員E： 抽出案件ではないが、【資料2】13頁の3番目の教育委員会で随意契約した、花岡スポーツ公園関連施設改修工事の実施設計業務の件ですが、11者参加して落札率が50.6%となっていますよね。これは、教育委員会独自で入札を行ったと思われるが、入札制度の適正化と、今後の業務の適切化を考えると、契約検査課で入札を行った方が対外的な信頼のもとに入札が出来るのではないかと思うのですが、それに関して今後ご検討していただきたいと思います。

事務局： これに関しましては、本来であれば契約検査課で入札するべき案件でありましたが、花岡地区をスポーツ公園として活用する計画の中で、旧大館工業高校の体育館と武道館を整備する業務で、この実施設計業務の委託費が12月議会で承認されたため、通常通りの入札をすると、2月に入ってから業務着手となり、年度内で業務が完了出来ないという状況でありました。そこで、教育委員会の方で最低でも3ヶ月の設計期間を確保するために、随意契約とした案件でありました。

委員E： 議会の予算議決の関係からその様な事態になったのですか。

事務局： はい、そうです。その様な状況で、随意契約したため落札率が50.6%となったものです。これを、契約検査課で発注した場合は、低入札価格調査となり、即失格となる可能性のある案件だと思われます。

委員E： 議会の関係ですか。それもどうかと思います。12月議会で予算が確定して、年度内に設計業務を完了させるには、準備期間が短いので緊急で教育委員会が独自に随意契約した結果、ダンピングなどが疑われると思ってお話したところです。

委員C： 要するに、建築コンサルの業界では仕事を取りたいから安く入れるという流れになっており、それに拍車をかけたんじゃないかという事ですね。

事務局： 実は、今年度に全員安く入れすぎて全員失格となり、もう一回やり直しという案件がありました。

委員E： 12月議会で予算を確定して入札の準備をするとなると、年度内の3月まで設計業務の完了というのは、その計画自体に無理があると思うので、くれぐれもその様な計画にならない予算の組み方をしてほしいと思います。

事務局： 今回のケースは、まれなケースであり、随意契約であったので低入札価格調査制度が適用されず 50.6%の金額で入れても、最低金額という事で落札としなければならなかった事案です。

委員 A： 通常の入札では、最低制限価格をかなり下回っている訳ですね。

事務局： はい、そうです。

事務局： この案件については、9月議会で予算措置できれば問題がなかった事案であったと思います。

委員 A： 9月議会に出せなかったのは、何かあったのですか。

事務局： 総合的な方向性が決まっていなかったため、9月議会に間に合わなかったためです。その時点では、このような状況は想定しておりませんでした。

委員 A： 随意契約で 11 者の参加となっているが、全者に声をかけるのですか。

事務局： はい、全者に声をかけております。

委員 B： この 50.6%の、すぐ上の価格はいくらでしたか。

事務局： すぐ上の価格は、55%の入札率です。

委員 B： 皆さん頑張ったようですね。

事務局： 3番目までは、近い金額であったが、それ以外は通常の低入札調査基準価格すれすれの金額のようです。低い金額を入れた業者は、随契と分かって入れていると思います。

委員 E： 勝負に出たのだと思います。この様な状況なので、出来れば議会の中で、年度内に業務完了できる日程で承認していただければと思いますので、宜しくお願いいたします。

事務局： 今回は、特殊なケースですのでご了承願います。

委員 E： もう 1 件、似たような案件ですが。14 頁 2 番目の情報系プリンタで、これも 49.9%ですよ。これも、議会の予算の関係ですか。

事務局： これは通常入札です。物品の場合、最低制限価格の設定がありません。

委員E：　そうですか。これもビックリする率ですが、これは何故このような金額になったのか分かりますか。

事務局：　人件費が含まれない、単純なプリンタ単独の物品の購入なので、業者さんが取引きしているメーカーからであれば、比較的安く入荷できるという事で、低価格になったと考えられます。

委員E：　これは、プリンタですか。極端な話、定価が半分になったという事ですね。

事務局：　新製品でない物を指定すると、比較的値段については努力できる範囲だと思われま

委員A：　その機種仕様とかは無いのですか。

事務局：　プリンタであれば、同等品も可としておりますので、担当課長の同意を得られれば、仕様で指定した物以外でも、納品できる様にしております。また色々なメーカーが競争して入札できる形にしているの

委員E：　物品なので、人件費に問題が起きたりしないので、これは安ければ安いほど良いのかなと思います。

事務局：　そうですね。物品の場合は、仕入れルートにより金額にかなり開きが出てくるのかなと思います。

委員B：　財政的に節減にはなるとは思いますが、安かろう悪かろうという危険性はありますよね。

事務局：　物品は制限が無いので、まれに安く入札する場合があります。

委員E：　はい、有難うございました。

委員長：　ほかに、何か全般的なご意見でも良いのでありませんか。

委員A：　病院の委託契約の給食業務のように、応札する業者さんが極端に少ない場合、例えば1者とか2者しかない場合の様なケースが増えていくと、入札の機能が働かないと思われるが、その様な傾向となっているのですか。

事務局：　先程の給食業務でいいますと、介護施設が増えており、そちらの方に人手が流れており、人手の確保が非常に難しい状況となっている。病院は3食あり、それを作るだけの約30人

近い人を確保するというのが非常に厳しいという事で、業者も足踏みするという状況が見られます。その様な状況から、中央の業者さんから、いくらでも人手を確保しやすい地元の業者さんに引き受けていただいたという事です。今後、似たような人手不足の話が、色々な場面で出てくるかと思えます。

委員 A： 企業を誘致しても、人が来ない状況ですか。

事務局： 企業誘致しても、事務系を希望する人が多いので、なかなか人が集まって来ないうえに、給料も都会と比較するため、都会から戻って来ない状況です。この様な状況であるため、ふるさとキャリアで8年目になりますが、小中学生に意識を持たせてから都会に行かせ、将来は帰ってくる事を信じております。

委員長： ちょっと話がそれてしまいましたが、本日の案件については以上でございますが、要綱の運営要領第2の第2項には、「市が実施している入札・契約制度の状況について報告するものとする」、とありますし、入札・契約制度全般にわたって意見を述べることもできますが、何かありますか。

(特に意見等なし)

6. 閉会

委員長： 本日の議事につきましては、これをもって終了いたします。ご苦労様でした。